

『静岡市芸術文化活動発表会参加奨励補助金』制度を利用して、

口座振替により繰り返し支払いを受ける、個人または文化団体の皆様へ

♪相手方登録についてのご案内♪

相手方登録とは、静岡市と取引のある皆様方への支払い手続きを確実かつスムーズに行うため、ご住所・氏名・口座情報等を【相手方登録申請書】により、あらかじめ登録させていただくものです。登録されますと本市より後日通知いたします、【相手方番号】を請求書に記載してご請求いただくことで、ご指定の口座に振込みをさせていただきます。

1 相手方登録申請書提出の対象

【新規登録】・・・新たに口座振替により反復して支払いを受ける場合

【変更登録】・・・住所・氏名・口座情報等の登録内容に変更がある場合

【廃止登録】・・・静岡市との取引がなくなった場合

2 相手方登録申請書の様式について

新規・変更・廃止を兼ねた様式となっております。(P28)

(静岡市 HP の「申請書ダウンロードサービス」からもダウンロードできます)

静岡市役所 相手方登録

検索

カチ!

3 相手方登録完了後、速やかに相手方番号を通知いたします。

相手方番号は、請求書ご提出の際に必要な(※請求書に相手方番号の記入欄があります)になります。請求書の様式をご確認ください。また、内容に変更がない場合は今後も引き続き必要となりますので、通知書は保管してください。

4 注意事項

・新規登録、変更登録において、申請者と口座名義が異なる場合は、委任状(別紙参照)を併せてご提出ください。

・すでに登録済みであっても、登録内容に変更があった際は速やかに手続きを行ってください。

・平成 21 年 2 月以前に支払い実績がある場合で、新規登録の必要のない場合、相手方番号は通知されませんが、請求書提出の際は相手方番号の記入をお願いいたします。

5 その他

・相手方登録申請書に記載された個人情報、静岡市の支払い業務以外に使用いたしません。

・すでに登録済みで相手方番号が不明なときは、下記までお問合せください。

6 問合せ先

静岡市観光交流文化局文化振興課 電話:054-221-1040(土日・祝日,年末年始(12/29~1/3)除く 8:30~17:15)